



環境にやさしいエコ容器等の導入を支援します。



申請期間：令和4年8月15日～12月28日

※ただし、予算上限に達した時点で受付を締め切ります。

対象期間：令和4年7月1日～12月28日

プラスチック新法とは、2022年4月1日より施行され、プラスチックの資源循環に向けて、事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、プラスチック使用製品の設計、使用、回収及び再資源化、排出の抑制に向けて取り組むことを規定した法律です。

新型コロナウイルス感染症対策に奮闘しながら、テイクアウトなどにより販売促進に取り組む飲食店や小売事業者、地域行事などのイベント主催者に対して、使い捨てプラスチックの削減、エコ容器やバイオプラスチック製品などの利用促進に係る経済的負担の軽減につながる支援を実施します。また、その中で「プラスチック新法」への対応も支援します。

エコ容器とは？

有機資源やリサイクル素材などの環境に配慮した素材を使った容器のことをいいます。

有機資源などは自然界で分解されるものが多いため環境負荷が少ないといわれています。リサイクル素材の普及は、ごみの処分量の削減が期待できます。

バイオプラスチックとは？

再生可能資源である生物資源(バイオマス)を原料とするプラスチックのことをいいます。

植物を原料とするため、地上の二酸化炭素の増減に影響を与えないカーボンニュートラルの性質をもつ材料とされ、近年「環境にやさしい素材」として注目されています。

ワンウェイプラスチック

削減の推進

①

バイオプラスチック等

導入支援

②

バイオプラスチック等

利用促進

③

支援の詳細内容

①ワンウェイプラスチック削減の推進

対象事業： 市内に活動拠点のある者が、自ら主催して行うイベント活動
助成額： 市内の販売店で購入したリターナブル容器やエコ容器等、リユース食器のレンタルに係る経費(税抜き自己負担額)に対して2/3を助成
※上限額5万円/1事業当たり

②バイオプラスチック等導入支援

対象事業： 市内に事業所または活動拠点のある者が、石油由来のプラスチック素材から有機資源やリサイクル素材を使用するエコ容器等に転換し、導入する事業
助成額： 市内の販売店等で購入したパッケージ等のデザイン、印刷に係る経費及び試験導入するエコ容器等に係る経費(税抜き自己負担額)全額を助成
※上限額5万円/1事業者当たり

③バイオプラスチック等利用促進

対象事業： 市内に事業所のある事業者が、飲食物等の販売・提供に有機資源やリサイクル素材の製品を使用する事業
助成額： 市内の販売店で購入したエコ容器等に係る経費(税抜き自己負担額)に対して2/3を助成
※上限額10万円/1事業者当たり

※市内の販売店については、ホームページの販売協力店一覧を参考にしてください。

その他申請条件

- (1)同一事業において、市及び市の外郭団体等が行う助成・補助事業や委託事業との併用申請は可能。ただし、対象経費の重複は不可。
- (2)新型コロナウイルス感染症による商業活動及びイベント活動等の自粛による影響を受ける中で、直面する課題を克服し、積極的な活動の継続につなげること。
- (3)申請に必要な書類や諸条件についての詳細は、募集要綱を確認すること。

申請の流れ

①対象商品の購入等

要綱に従って、対象の商品を市内の販売店から購入等してください。

②申請・事業報告

要綱に従って、申請書及び事業報告書を作成し、下記の申請先まで提出してください。

③審査・助成金交付

報告書を審査し、助成金額を確定します。助成金は、ご指定の口座に振り込みます。

※エコ容器等は環境ラベルのある製品が対象です。

相談窓口（申請は郵便に限る）

岡山市環境局環境部 環境事業課 資源循環推進室
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
TEL:086-803-1321 FAX:086-803-1876
受付時間:月～金 10:00～17:00（祝日を除く）
メール: kankyujigyoku@city.okayama.lg.jp
ホームページ: <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000037590.html>

